

## 4 諸外国の債務管理政策

### (1) 債務管理政策の枠組み

日本においては、国債管理政策の基本目標として、「①国債の確実かつ円滑な発行」と「②中長期的な調達コストの抑制」を定め、市場との対話を丁寧に行い、投資家の需要や市場の動向等を踏まえた国債管理に努めています。諸外国においても、似たような考え方の下で債務管理政策を実施していますが、国ごとに特色があります。

日本では毎年の予算編成に合わせ国債発行計画を策定し、年限ごとの年間発行予定額等を公表していますが、発行予定額等の公表方法も国によって様々です。ドイツでは前年度末に当年度の国債発行総額、年限ごとの内訳が公表されており日本に近い方法といえますが、アメリカのように、会計年度で区切ることなく、法律で定められた債務上限の範囲内で四半期ごとに必要な発行額を決定、公表している国もあります。さらに、発行総額の公表から実際に入札を行うまでの情報開示のタイミングも異なります（図2-34、図2-35）。

また、国債発行計画の変更のタイミングも国によって異なり、イギリスのように前年度の実績が判明する4月に変更を行う国や、ドイツのように四半期ごとに発行額を公表するタイミングで変更を行う可能性のある国がある一方で、計画変更のタイミングを特設していない国もあります。

日本では、補正予算の政府案公表のタイミングや市場動向等を踏まえて、必要に応じて計画の変更を行ってきました。令和8年度からは、市場環境の変化への柔軟性を高めることを目的に、6月頃を目途として、当該年度の発行計画の定期点検を行う「年央ヒアリング」を導入しています（図2-34）。

(図2-34) 債務管理政策

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
債務管理当局	財務省理財局	Department of the Treasury, Office of Debt Management Department of the Treasury, Bureau of the Fiscal Service	HM Treasury, United Kingdom Debt Management Office (DMO)	Bundesministerium der Finanzen, Bundesrepublik Deutschland - Finanzagentur GmbH (German Finance Agency)	Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique, Direction générale du Trésor, Agence France Trésor (AFT)
債務管理政策の目標	・国債の確実かつ円滑な発行 ・中長期的な調達コストの抑制	・政府運営に必要な資金を、長期的に最小のコストで調達すること ・定期的かつ予見可能な方法で入札を実施	・リスクを考慮しながら、長期にわたる資金調達コストの最小化を図ると同時に、金融政策の目的との整合性を保つこと	・長期間にわたり市場環境に関わらず可能な限り低コストを維持するほか、債務構造から生じる金利リスクを制限すること	・納税者のためにコストを最小限に留めるよう努めつつ政府の資金需要を市場からの調達でまかなうこと
会計年度	4月～翌年3月	前年10月～9月	4月～翌年3月	1月～12月	1月～12月
国債発行計画	・毎年、当初予算の政府案を公表する12月下旬に翌年度の国債発行総額、年限ごとの内訳、発行回数等を公表。 ・補正予算の政府案公表のタイミングや市場動向等を踏まえて、必要に応じて計画を変更。なお、令和8年度からは、市場環境の変化への柔軟性を高めることを目的に、6月頃を目途として、「年央ヒアリング」を導入。	・四半期ごと（主に2月、5月、8月、11月の月初（もしくは前月末））に年限ごとの発行予定額、入札日程等を公表。 ・発行計画変更のタイミングは特設していない。	・毎年3月に翌年度の国債発行総額、年限ごとの内訳等を公表。 ・具体的な発行銘柄、入札予定日は四半期ごとに公表。 ・原則、前年度の実績が判明する4月、経済財政見通しが公表される11月～12月に発行計画を変更。	・毎年12月に翌年度の国債発行計画（入札予定日、年限ごとの発行額、新規/リオープン区分等）を公表。 ・四半期ごとに改めて入札予定日を公表。 ・四半期ごとに発行額を公表するタイミングで発行計画変更を行う可能性がある。	・毎年12月に翌年度の国債発行総額を公表。 ・具体的な発行額は発行日の前週に行われるPDとの会合や当日の入札状況を踏まえて決定。 ・発行計画変更のタイミングは特設していない。

(出所) 各国債務管理当局 HP

(図 2 - 35) 国債発行額、入札予定日等の公表時期

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
前年度中	発行総額 発行銘柄 入札予定額		発行総額 入札予定日	発行総額 発行銘柄 入札予定額 入札予定日	発行総額 入札予定日
前四半期中 (注1)	入札予定日 ※各月の入札予定日をそれぞれ3ヶ月前に公表	発行総額 (注2) 発行銘柄 入札予定額 入札予定日	発行銘柄 入札予定日 (注4)	入札予定額 (注3) 入札予定日 (注4)	
1週間程度前	入札予定額 (注3)	入札予定額	入札予定額		発行銘柄 入札予定額

(注1) アメリカの発行総額、発行銘柄、入札予定額及び入札予定日は前四半期末もしくは当四半期初に公表。  
 (注2) 発行総額は四半期分の市中調達予定額を公表。  
 (注3) 前年度中に1回当たりの入札予定額を公表した上で、日本は1週間前に確定した額を公表し、ドイツは四半期ごとに確定した額を公表。  
 (注4) 四半期ごとに改めて入札予定日を公表。  
 (出所) 各国債務管理当局HP等

## (2) 国債の種類と発行方式

国債は、流通市場で売買可能な国債（市場性国債）と、個人向けに販売される国債のような流通市場での取引が困難な国債（非市場性国債）の2種類に大別されます。

市場性国債は、主に公募入札方式により発行されており、競争入札と非競争入札の併用が一般的です。競争入札の入札方式については、イギリス、ドイツ、フランスが日本と同様にほぼ全ての年限でコンベンショナル方式（①）を採用している一方で、アメリカは全ての年限でダッチ方式（②）を採用していることが特徴的です。また、イギリス、フランスにおいてはシンジケーション方式による発行も継続的に行われています。ドイツでも2020年に、5年ぶりとなるシンジケーション発行が行われ、2021年以降も実施されています。

①各落札者が自ら入札した価格（又は利回り）が発行条件となる入札方式  
 ②各落札者の入札価格（利回り）にかかわらず均一の発行条件（募入最低価格 / 募入最高利回り）となる入札方式

(図 2 - 36) 市場性国債の種類と発行方式

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
短期債 (割引債)	3ヶ月、6ヶ月、1年	4週、6週、8週、13週、17週、26週、52週、CMB (注2)	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月 (注3)	3ヶ月、5ヶ月、6ヶ月、9ヶ月、11ヶ月、12ヶ月	1年以下
中期債	2年、5年	2年、3年、5年、7年	2年超～7年	2年、5年、7年 (注4)	2年～8.5年
長期債	10年	10年	7年超～15年	10年	8.5年超～50年
超長期債	20年、30年、40年	20年、30年 (注4)	15年超～55年	15年、20年、30年 (注4)	
その他	・物価連動債 (10年) ・クライメート・トランジション利付国債 (5年、10年)	・物価連動債 (5年、10年、30年) ・変動利付債 (2年)	・物価連動債 (5年～55年) ・グリーンボンド (2033年満期、2037年満期、2053年満期)	・物価連動債 (5年、10年、30年) (注5) ・グリーンボンド (5年、10年、15年、30年) (注4)	・物価連動債 (2年～50年) ・グリーンボンド (2038年満期、2039年満期、2044年満期、2049年満期) (注6)
発行方式	コンベンショナル方式 (40年債、物価連動債、クライメート・トランジション利付国債はダッチ方式)	ダッチ方式	コンベンショナル方式 (物価連動債はダッチ方式) (注7)	コンベンショナル方式 (注7)	コンベンショナル方式 (注7)

(注1) 2026年3月末時点。  
 (注2) CMB (Cash Management Bill) は、短期の資金繰りニーズに応じて適宜発行されます。  
 (注3) 週次の定期発行について記載。12ヶ月は制度上発行可能とされていますが、これまで12ヶ月の発行実績はありません。  
 (注4) アメリカは2020年5月に20年債を34年ぶりに再発行 (1986年以來)、ドイツは2020年5月に7年債及び15年債を、2026年3月に20年債及びグリーンボンドの15年債を初めて発行しました。  
 (注5) 2023年11月に2024年以降の発行 (リオープンも含む) を停止することを公表しており、2026年3月末時点で発行停止中。  
 (注6) フランスは2022年5月に物価連動債の性質を持つ2038年満期のグリーンボンドを発行しています。  
 (注7) イギリス、ドイツ、フランスではシンジケーション方式による発行も実施されています。  
 (出所) 各国債務管理当局HP等

非市場性国債は、保有を家計等に限定した個人向け国債（貯蓄性国債）が代表例として挙げられ、表中の5カ国の中では、日本、アメリカ、イギリスで発行されています。アメリカでは、固定金利型で20年経過後に元本が2倍になる特別なオプションが付与されている「EE Bonds」や、固定金利と物価連動金利を組み合わせた「I Bonds」、イギリスでは、金利が付かない代わりに毎月抽せんで当せん金が支払われる「くじ付き国債（Premium Bonds）」や、個人投資家を対象として発行されるグリーンボンドである「グリーン貯蓄国債（Green Savings Bonds）」など、ユニークな商品性が特徴です。ドイツ、フランスは、以前は個人向け国債を発行していましたが、現在は発行を停止しています。

参照：第Ⅰ編第1章1①  
B「個人向け販売」(P29)

なお、諸外国の国債発行の特徴として、イギリスやフランスでは利付債（市場性国債）の年限を特定せず、おおまかな区分の中で柔軟に設定していることが挙げられます。また、アメリカでは政府機関や年金基金など、政府勘定向けの非市場性国債の発行額が大きく、政府債務残高の2割程度を占めています。

### （参考）グリーンボンドについて

図2-36に記載のあるグリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、再生可能エネルギー事業など、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために発行する債券のことです。世界のグリーンボンド市場は日本も含め民間主体で成長してきました。

海外において、国債としてのグリーンボンド（以下「グリーン国債」といいます。）は、2016年にポーランドが世界で初めて発行して以降、ドイツ・フランスなどをはじめとする欧州を中心に発行されています。

## （3）流動性の維持・向上に関する施策

各国とも様々な方法を通じて国債市場の流動性の維持・向上に努めています。日本では1銘柄当たりの市場流通量を十分確保する観点から、20年債と30年債は年間4銘柄、40年債と物価連動債は年間1銘柄でのリオープン発行を原則としており、5年債と10年債は、入札日の市場実勢利回りと償還日が同じ銘柄の表面利率との乖離が一定水準を超える場合を除き、リオープン発行としています。また、流動性供給入札を通じて、オフザラン銘柄を追加発行して流動性の向上に努めています。

諸外国については、アメリカ、ドイツでは、基本的にはオンザラン銘柄をリオープン方式で発行している一方で、イギリス、フランスでは、オンザラン銘柄・オフザラン銘柄にかかわらず、市場の需要動向などにより債務管理当局が銘柄を選択して追加発行しており、特にイギリスにおいては発行計画において発行年限等を定め、「発行方法未定分」の割合が増加しています（図2-37）。

また、ドイツでは発行額の一部を当局が留保し、流通市場の状況を見ながら徐々に市中で売却又はレポ市場で活用する制度があります。

(図 2 - 37) リオープン (追加) 発行

	日本 (注 1)	アメリカ	イギリス (注 2)	ドイツ (注 2、3)	フランス (注 2)
リオープン発行あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 年債 (注 4)</li> <li>・ 10 年債 (注 5)</li> <li>・ 20 年債</li> <li>・ 30 年債</li> <li>・ 40 年債</li> <li>・ 物価連動債 (10 年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 年債</li> <li>・ 20 年債</li> <li>・ 30 年債</li> <li>・ 変動利付債 (2 年)</li> <li>・ 物価連動債 (5 年、10 年、30 年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期債 (2 年超～7 年)</li> <li>・ 長期債 (7 年超～15 年)</li> <li>・ 超長期債 (15 年超～55 年)</li> <li>・ 物価連動債 (5 年～55 年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 年債</li> <li>・ 5 年債</li> <li>・ 7 年債</li> <li>・ 10 年債</li> <li>・ 15 年債</li> <li>・ 20 年債</li> <li>・ 30 年債</li> <li>・ 物価連動債 (5 年、10 年、30 年) (注 6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期債 (2 年～8.5 年)</li> <li>・ 長期債、超長期債 (8.5 年超～50 年)</li> <li>・ 物価連動債 (2 年～50 年)</li> </ul>
リオープン発行なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 年債</li> <li>・ クライメート・トランジション利付国債 (5 年、10 年) (注 7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 年債</li> <li>・ 3 年債</li> <li>・ 5 年債</li> <li>・ 7 年債</li> </ul>	-	-	-

(注 1) 令和 8 年度の発行方式。  
 (注 2) グリーン国債を含みます。  
 (注 3) 複数の銘柄の入札を同時に行う multi-ISIN auction ではオフザラン銘柄のリオープン発行も行われています。  
 (注 4) 入札日の市場実勢利回りと償還日が同じ銘柄の表面利率との乖離がおおむね 0.10% を超える場合を除き、リオープン発行。  
 (注 5) 入札日の市場実勢利回りと償還日が同じ銘柄の表面利率との乖離がおおむね 0.30% を超える場合を除き、リオープン発行。  
 (注 6) 2023 年 11 月に 2024 年以降の発行 (リオープンも含む) を停止することを公表しており、2026 年 3 月末時点で発行停止中。  
 (注 7) 日本のクライメート・トランジション利付国債は、令和 6 年度はリオープン発行されました。  
 (出所) 各国債務管理当局 HP 等

#### (4) プライマリー・ディーラー制度

プライマリー・ディーラー (以下「PD」といいます。) とは、もともとはアメリカにおける政府公認ディーラーのことを指します。アメリカにおける PD の指定に当たっては、あらかじめマーケットメイク能力や財務内容、国債入札への参加実績等で審査されます。PD に指定された者には、公開市場操作が行われる際にニューヨーク連邦準備銀行と直接取引を行う資格が与えられ、また、当局との定期的な会合に参加し意見交換をすることができます。同時に、PD には国債入札への応札やマーケットメイク、当局への情報提供など一定の責任が生じます。このように、国債市場に関する特別な資格及び責任を有する者を PD として定め、国債市場の流動性、効率性、安定性等の維持・向上を図る仕組みを一般的に PD 制度と呼んでいます。

今日では、日本における国債市場特別参加者制度をはじめ、類似の制度が各国に存在していますが、図 2 - 38 のとおり、PD の資格、責任は国によって様々です。

(図 2 - 38) プライマリー・ディーラー制度

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ (注1)	フランス
名称		国債市場特別参加者	Primary Dealers	Gilt-edged Market Makers (GEMMs)	Bietergruppe Bundesemissionen (Bund Issues Auction Group)	Spécialistes en Valeurs du Trésor (SVTs)
導入時期		2004 年	1960 年	1986 年	1998 年	1987 年
メンバー数 (2026 年 4 月現在)		19 社	26 社	18 社	33 社	15 社
資格	独占参加	・第 I 非価格競争入札 (発行予定額の 25%以下) ・第 II 非価格競争入札 (競争入札及び第 I 非価格競争入札の合計落札額の 10%以下) ・流動性供給入札 ・買入消却入札 等	—	・競争入札 ・シンジケーション 等	・競争入札 ・非競争入札	・競争入札 ・非競争入札 ・シンジケーション 等
	定例会合等 (相手先)	・財務省【年 5 回程度】	・財務省【四半期ごと】 ・ニューヨーク連邦準備銀行【年 1 回】	・英国債務管理庁 (DMO)【四半期ごと・年 1 回】 ・財務省【年 1 回】	—	・フランス国債庁 (AFT)【定期的】
責任	応札	・全ての入札への参加 ・発行予定額の 100 / n% 以上 ※ n は国債市場特別参加者の数	・全ての入札への参加 ・発行額 / PD 数	・全ての入札への参加 ・直近 6 ヶ月間の発行総額の 5%以上	—	・全ての入札への参加
	落札	<短期>直近 2 四半期の発行総額の 0.5%以上 <短期以外>直近 2 四半期の発行総額の 1%以上	—	セクター(利付債、物価連動債)ごとに、直近 6 ヶ月間の発行総額の 2%以上	1 年間の発行総額 (年限ごとに割り当てられたウェイトで加重) の 0.05% 以上	セクター (短期債、中期債、長期債・超長期債、物価連動債) ごとに直近 12 ヶ月間の発行総額の 2%以上 (注 2)
	マーケットメイク	十分な流動性を提供	マーケットメイクのシェアを 0.25%以上に維持	流通市場で直近 6 ヶ月間の 2%以上の取引シェア	—	流通市場で 2%以上の取引シェア
	情報提供 (提供先)	財務省	ニューヨーク連邦準備銀行	英国債務管理庁 (DMO)	—	フランス国債庁 (AFT)

(注 1) ドイツの「Bund Issues Auction Group」は、メンバーのみが入札に参加できるという点では PD 制度と類似していますが、指定要件は「EU 若しくは EEA 域内又はスイス国内に本拠を構える金融機関」であるということだけであり、入札において一定の落札義務はあるものの、応札義務や発行当局との定例会合などがないことから、諸外国の PD 制度とは異なるものとされています。

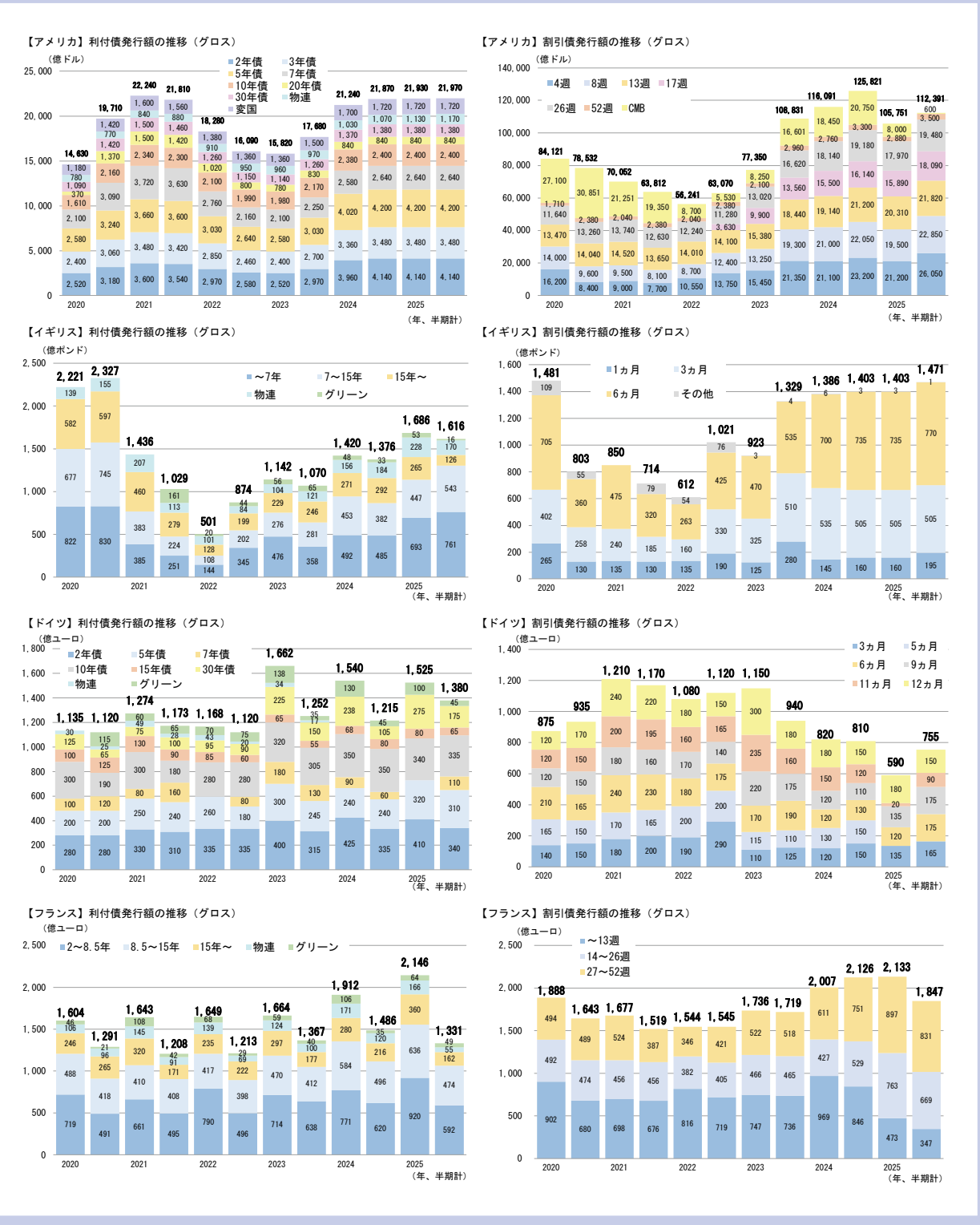
(注 2) フランスの落札責任は、表中の条件が「4 つのセクター (短期債、中期債、長期債・超長期債、物価連動債) のうち、3 つのセクターで直近 12 ヶ月間の発行総額の 2% 以上かつ 4 つのセクターの平均が直近 12 ヶ月間の発行総額の 3%以上」の条件を満たす必要があります。

(出所) 各国債務管理当局 HP 等

### (5) 諸外国の国債発行額の推移

2020 年の新型コロナウイルス感染症の拡大は世界経済に甚大な影響をもたらし、諸外国でもその対策や経済支援等に伴い資金調達額が増加し、国債発行計画の変更や大幅な国債増発を余儀なくされました。その後は、経済財政政策の正常化により国債発行額も落ち着きが見られたものの、2023 年以降は世界的な防衛費増額や財政拡張の動きなどにより再度増加に転じています (図 2 - 39)。

(図2-39) 利付債及び割引債発行額の推移

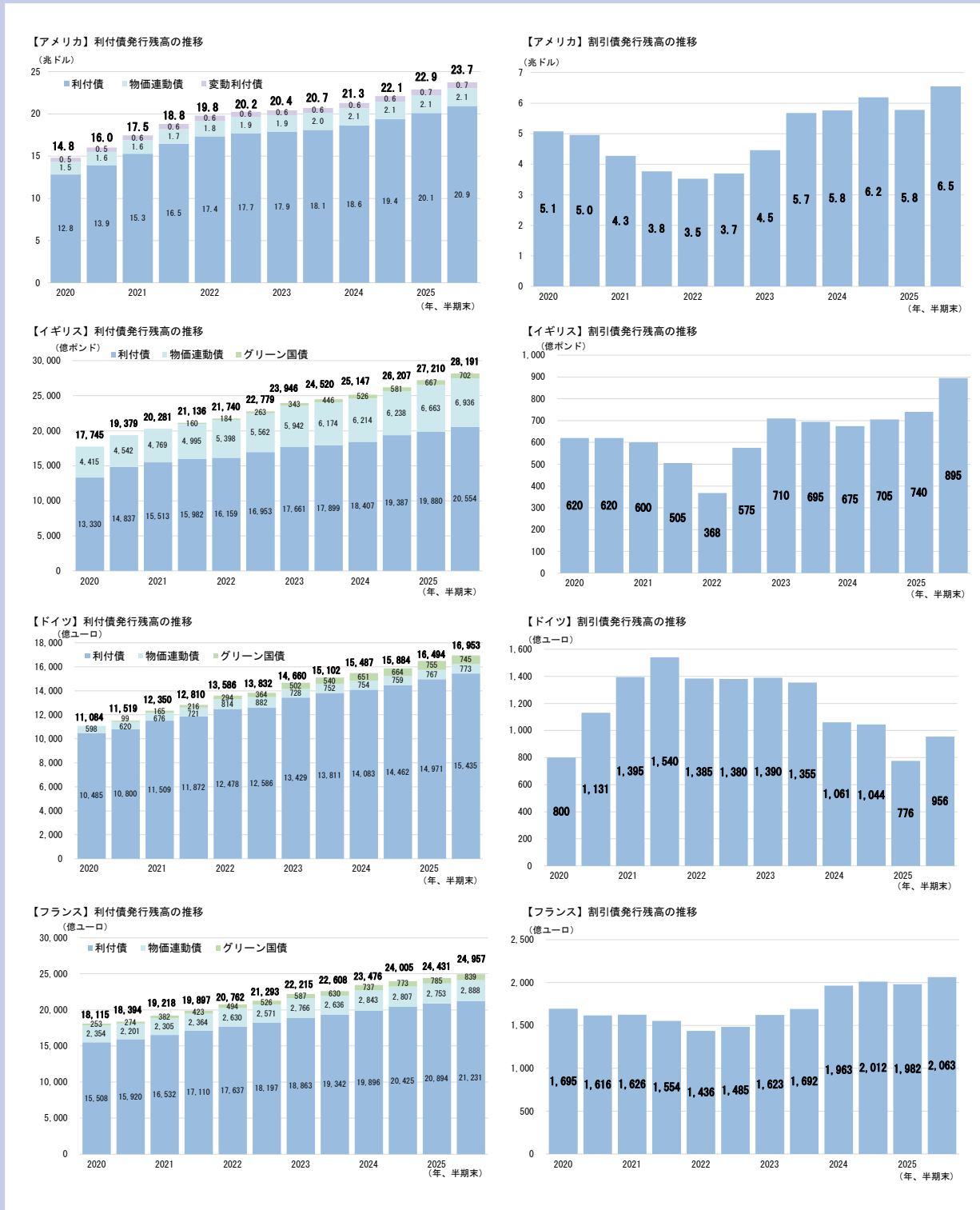


(注1) 2025年12月末時点。  
 (注2) 非市場性国債を含まない。  
 (注3) イギリスの利付債発行額のみ収入金ベース。その他は額面ベース。  
 (注4) イギリスの割引債発行額のうち「その他」は、債務管理当局が適格金融機関等からの求めに応じ、当該金融機関等との二者間で発行した割引債を示します。  
 (注5) フランスの物価連動債の性質を持つグリーン国債は「グリーン」に分類しています。  
 (出所) 各国債務管理当局HP等から、入札日を基準に財務省にて算出

4 諸外国の債務管理政策

2025年の1年間における諸外国の利付債の発行状況を見ると、アメリカでは5年以下の発行割合が全体の5割以上を占めている一方、イギリスでは7年超の発行割合が全体の5～6割を占めるなど、国によって年限構成は様々です。

(図2-40) 利付債及び割引債発行残高の推移



(注1) 2025年12月末時点。  
 (注2) 全て額面ベース。非市場性国債を含まない。  
 (注3) このグラフにおける利付債は、物価連動債、変動利付債及びグリーン国債を除く発行時に1年超の年限の債券です。  
 (注4) フランスの物価連動債の性質を持つグリーン国債は「グリーン国債」に分類しています。  
 (注5) イギリスの割引債は、資金管理目的のものは含みません。  
 (出所) 各国債務管理当局HP等から財務省にて算出

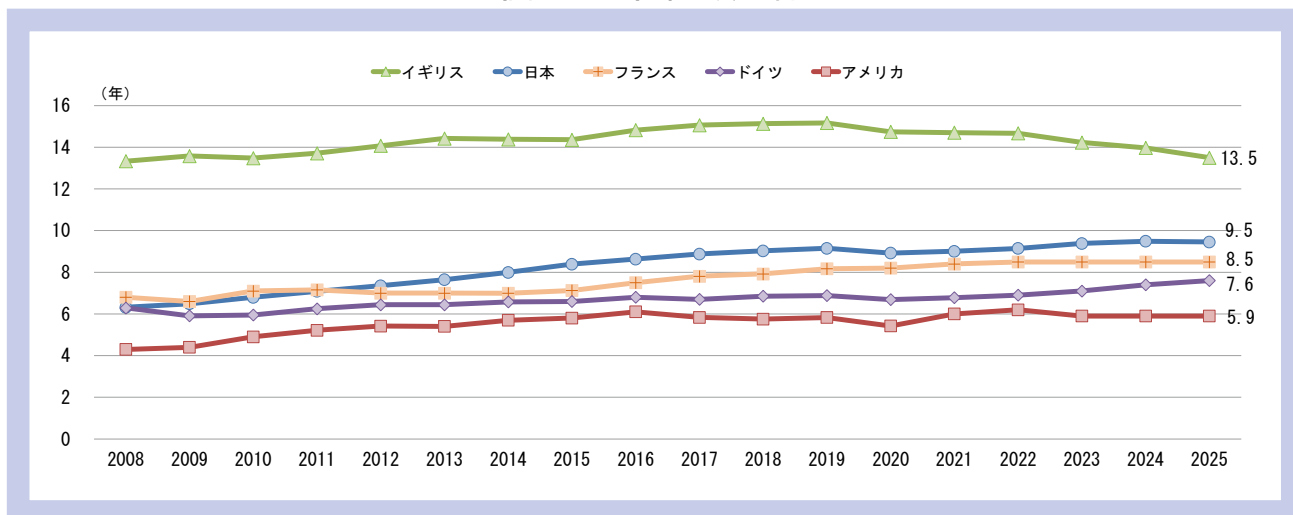
物価連動債について、日本では、市場参加者との意見交換を踏まえ市場環境等に応じて柔軟に発行額を調整することとしています。諸外国でも物価連動債は適宜発行されており、中でもイギリスでは利付債発行額全体に占める割合が10%程度と、資金調達に占める物価連動債の割合が比較的大きくなっています。一方、インフレ率の高まりによる利払費の増加懸念から、ドイツは2024年に物価連動債の発行を停止しています。

## (6) 平均償還年限

借換リスクを評価する際の指標としては、「ストックベースの平均償還年限」が重視されています。ストックベースの平均償還年限は、残存する銘柄の残存期間を残高で加重平均して算出した、国債発行残高全体の状況を表す指標です。

各国のストックベースの平均償還年限を比較すると、超長期ゾーンの発行割合が高いイギリスが13.5年と突出する一方、アメリカ、ドイツ、フランスでは5～9年ほどの範囲で推移しています。日本の平均償還年限は、超長期債市場の整備や拡大に伴い、2003年度末の4.9年を底として長期化が続き、2020年度には新型コロナウイルス感染症対策で短中期債が増加して一時的に短期化が見られたものの、2024年度末には9.5年となりました。足元では投資家の需要動向に基づき超長期債の発行額を減らしており、2025年度末は9.5年と横ばいになっています(図2-41)。

(図2-41) 平均償還年限

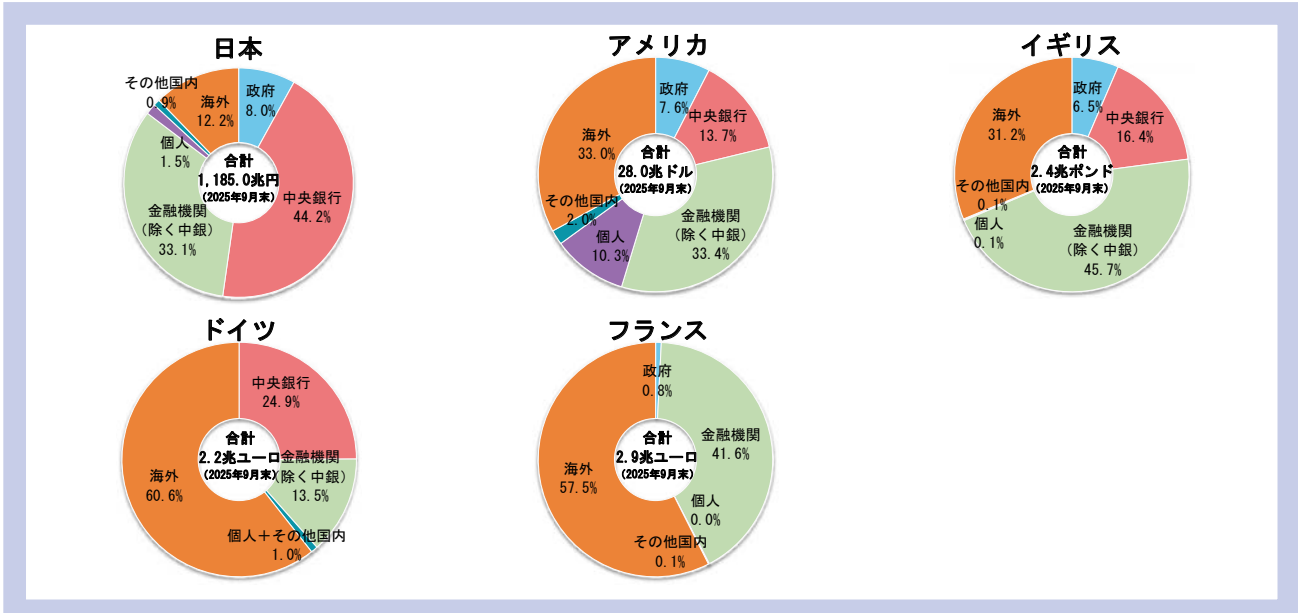


(注1) 日本は普通国債の発行残高の平均償還年限であり、割引短期国債(TB)を含み、政府短期証券(FB)は含みません。諸外国は短期債(1年以下)を含みます。  
 (注2) スtockベース。非市場性国債は含みません。  
 (注3) 日本のみ翌年3月末時点、その他の国は12月末時点。  
 (出所) OECD、各国債務管理当局HP

## (7) 国債等の保有者別内訳

各国が公表している国債等の保有者別内訳によると、日本国債は、海外投資家の保有割合が上昇基調にあり、2025年9月末時点で12%となっています。一方、諸外国では海外投資家の保有割合が高く、アメリカとイギリスは30%程度、ドイツとフランスは50%以上となっています(図2-42)。

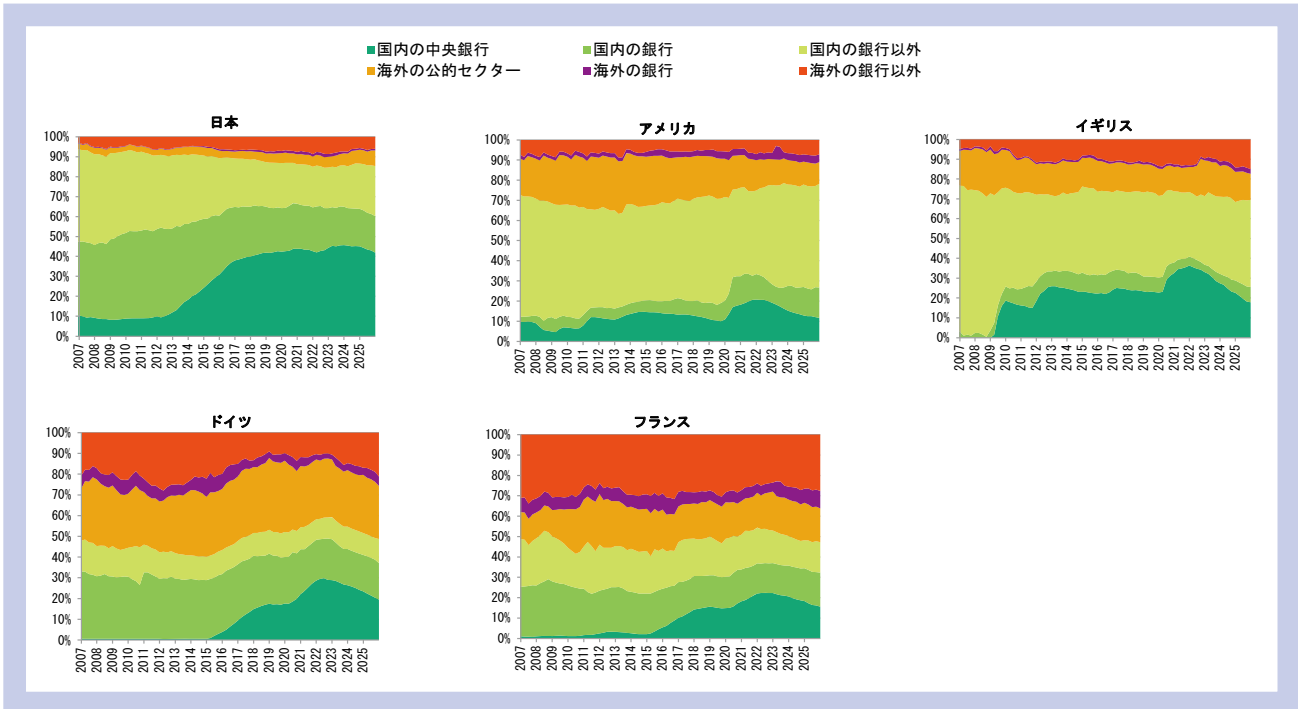
(図2-42) 国債等保有者別内訳



(注) 日本は財投債、国庫短期証券 (T-Bill)、個人向け国債を含みます。日本の「政府」は「財政融資資金」を含みます。アメリカ、イギリスは個人向け国債 (貯蓄性国債) を、イギリスの政府保有分は資金管理目的の T-Bill を含みません。ドイツ、フランスは地方債等を含みます。ドイツの政府保有分及びフランスの中央銀行保有分は非公表。  
 (出所) 日本：日本銀行、アメリカ：Board of Governors of the Federal Reserve System、イギリス：Office for National Statistics、UK Debt Management Office、Bank of England、ドイツ：Deutsche Bundesbank、フランス：Banque de France

その他、2012年のIMFのワーキングペーパーでは、当局や国際決済銀行 (BIS) 等の複数のデータを基に各国の国債等の保有者別内訳に関する分析が行われています。具体的には、国債等の保有者を「国内の中央銀行」、「国内の銀行」、「国内の銀行以外」、「海外の公的セクター」、「海外の銀行」及び「海外の銀行以外」の6つのセクターに区分して保有比率の推計値を算出しています (図2-43)。推計値は四半期毎に更新されており、IMFのホームページで確認できます。

(図2-43) 国債等保有者別内訳の推計



(注1) 2025年12月末時点。  
 (注2) 「国内の銀行」は国内に所在する預金取扱機関 (IMFの国際金融統計の定義による) を指します。「海外の銀行」は海外に所在する国際決済銀行 (BIS) に報告されている銀行を指します。「海外の公的セクター」は外貨準備として海外中央銀行が保有する分、SMP (証券市場プログラム) に則って海外中央銀行が保有する分、海外からの公的な貸付を含みます。「国内の銀行以外」及び「海外の銀行以外」は、中央銀行及び預金取扱機関を除く金融機関 (保険会社・年金基金・投資ファンド)、家計並びに非金融機関を含みます。なお、「国内の銀行以外」及び「海外の銀行以外」の数値は対外債務・総債務の数値に基づいて計算されています。  
 (注3) 地方政府等を含む一般政府が発行する債券や借入を含みます。  
 (出所) Serkan Arslanalp and Takahiro Tsuda (2012) "Tracking Global Demand for Advanced Economy Sovereign Debt", IMF Working Paper WP/12/284

## (8) 諸外国との協力・連携

各国債務管理当局が情報交換を行う場として、国際機関が主催する国際会議があります。

主として、OECDの公的債務管理作業部会、公的債務管理グローバルフォーラム、IMFの公的債務管理フォーラム、世界銀行の政府借入フォーラム、ICMA（国際資本市場協会）の年次総会・会議、及びADBの地域公的債務管理フォーラムなどが開催されています。

日本の債務管理当局として、これらの国際会議に適宜参加し日本の債務管理政策等について説明するとともに、個別の面談なども活用しながら各国当局と情報共有や意見交換を行っています。